

廃棄物行政のうごき

リチウムイオン電池対策に関する 新たな取組について



環境省 環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課長 **杉本 留三**

1. はじめに

リチウムイオン電池は、小型で軽量、エネルギー効率が高く、経済性に優れていることから、身の回りの様々な製品に普及している一方で、強い衝撃や高温環境に弱く、それらが理由で発火に至ることがある。近年、廃棄物処理施設や収集運搬車両においてもリチウムイオン電池及びリチウムイオン電池を使用した製品(以下「リチウムイオン電池等」という。)に起因する火災事故等の件数は年々増加傾向にあり、令和5

年度には、消火活動が必要となった火災事故等が8,543件発生しており、うち84件では消防隊による消火活動を伴う重大な火災事故となっている(図1)。火災の原因として、リチウムイオン電池等が市区町村の定める適切な分別区分で排出されず、収集運搬車や廃棄物処理施設の破砕機等で衝撃が加わった際に発火することが挙げられる。一方で、リチウムイオン電池等の分別回収を行っている市区町村は、令和5年度において約75%に留まっており、各市区町村においてリチウムイオン電池等の分別回収及び適正処理をさらに徹底していく必要がある(図2)。

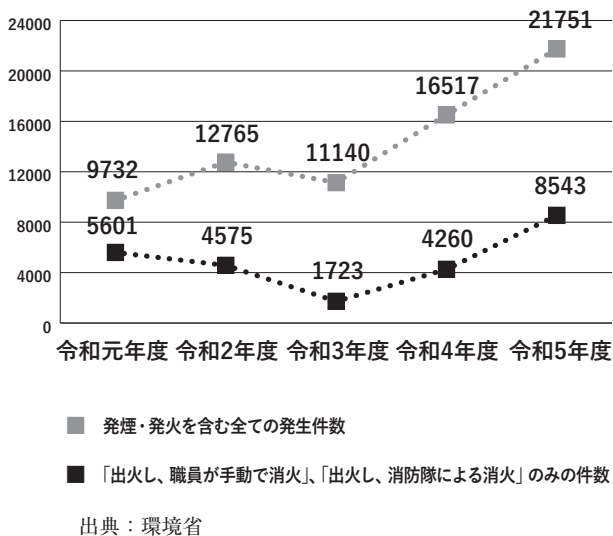


図1 火災事故等の発生件数推移

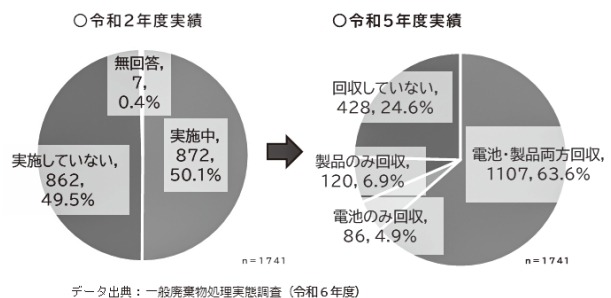


図2 市区町村におけるリチウム蓄電池等の回収状況

2. これまでのリチウムイオン電池等の適正処理に向けた取組について

こうした中、環境省では、市町村におけるリチウムイオン電池等の分別回収及び適正処理を進めていくため、令和7年3月には、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を改訂し、「リチウム蓄電池やリチウム蓄電池を使用した製品」を1つの標準的な分別区分として追加した。

また、令和7年4月には、「市町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する対策について」の通知を発出し、リチウムイオン電池等の適正処理に関する方針として、住民にとって利便性が高い収集方法とすることや、回収したリチウムイオン電池等の保管を適切に行うこと、可能な限り回収したリチウムイオン電池等を国内の適正処理が可能な事業者へ引き渡すことを示し、具体的な対策を示した。

3. 資源有効利用促進法での製造事業者の回収義務

リチウムイオン電池等に関しては、市町村における回収とともに、製品が使用済みとなった場合における環境負荷の管理・削減に最も支配力を有する生産者に一定の責任を求める、いわゆる拡大生産者責任（EPR）の考え方にに基づき、製造事業者等による回収も重要である。資源有効利用促進法では、これまで密閉形蓄電池（及びパソコン）が「指定再資源化製品」に位置づけられ、製造事業者等による自主回収及び再資源化の義務が課せられてきた。そして、令和7年5月には同法が改正され、高い回収目標を掲げて認定を受けた製造事業者等に対し、適正処理の順守を前提に、廃棄物処理法上の特例措置を適用することで、自主回収の促進を図ることなどが措置された。またリチウムイオン電池が使用された製品については、消費者により電池を取り出しやすい構造とされることが分別廃棄の観点から重要であるが、リチウムイオン電池

を取り外せない一体型製品については、その製品としての回収体制の強化が必要である。環境省・経済産業省の合同審議会において業界ヒアリングを実施し、一体型製品での回収体制の強化が必要な3品目（電源装置、携帯電話用装置、加熱式たばこデバイス）を新たに「指定再資源化製品」と指定し、製造事業者等による自主回収及び再資源化の義務の対象とすることとされた。今後、指定再資源化事業者の判断の基準等を整備し、令和8年4月から改正法とあわせて施行する予定である。さらに、改正法の施行後、必要に応じて制度の見直しを実施する中で点検を行う際に、ハンディファン等その他のリチウムイオン電池使用製品について、リサイクル現場等における火災事故の原因調査の結果等を踏まえつつ、製品の流通実態の把握等を行い、指定に係る検討を行うこととしている。

4. リチウムイオン電池による火災防止強化キャンペーン、リチウムイオン電池による火災防止月間について

リチウムイオン電池等による火災防止のためには、市町村による分別回収、製造事業者等による自主回収の双方の取組が重要となっているが、それとともに、リチウムイオン電池等の適切な使用方法や廃棄方法を国民の皆様にご存知いただくことも重要である。

そのため、令和7年9月から12月の4か月間を「リチウムイオン電池による火災防止強化キャンペーン」の期間とし、そのうち、特に11月を「リチウムイオン電池による火災防止月間」として、リチウムイオン電池等による火災防止に関する周知・啓発を強化する取組を行った。期間中は、経済産業省、消防庁及び消費者庁などの関係省庁、製造事業者、処理事業者等、自治体と連携して、周知啓発の一層の強化を図った。

具体的なキャンペーン期間中の取組としては、リチウムイオン電池等による火災防止に関する

情報を発信するための特設サイトの開設や、リチウムイオン電池等の火災防止につながる周知啓発等の取組を実施する自治体や事業者を募集し、「LiB（リブ）パートナー」として認定する取組の実施（キャンペーン終了後も LiB パートナー募集している）、有識者等と呼び、火災事故の現状や安全な使用・廃棄方法等について学べる「リチウムイオン電池による火災防止シンポジウム」の実施、環境省のリチウムイオン電池火災防止啓発キャラクターを用いた周知啓発、リチウムイオン電池が原因で、令和7年5月に火災が発生した産業廃棄物処理施設を取材し、作成した啓発動画の作成等を行った。キャンペーンの取組の詳細は、以下のリチウムイオン電池等に関する特設サイトにて掲載している。

▼リチウムイオン電池等に関する特設サイト



5. リチウムイオン電池総合対策パッケージについて

リチウムイオン電池による発火・火災が早急に対応しなければならない社会的な課題となっていること、また、リチウムイオン電池に含まれる有用金属等の再資源化を推進することは、経済安全保障・経済競争力強化にもつながることを踏まえ、リチウムイオン電池の火災防止及び再資源化推進に向けた対策を実施するため、関係省庁である消費者庁、総務省消防庁、経済産業省、国土交通省、環境省が緊密に連携するため、令和7年10月に「リチウムイオン電池総合対策関係省庁連絡会議」を設置した。また、令和7年12月には、この連絡会議にて、関係省庁一体となって、国民や事業者の皆様に対して、リチウムイオン電池に起因する火災の防止や分別回収を働きかけるとともに、「製造・輸入・販売」「使用」「廃棄」「処理・再利用」の各段階で、関係省庁が取組を総動員することを目的に「リチウムイオン電池総合対策パッケージ」を取りまとめた（図3）。本パッケージの

リチウムイオン電池総合対策パッケージ (令和7年12月22日リチウムイオン電池総合対策関係省庁連絡会議
〔消費者庁、総務省消防庁、経済産業省、国土交通省、環境省〕)

リチウムイオン電池起因の重大火災事故ゼロを目指すとともに、国内に十分なリサイクル体制を構築する（2030年まで）

①国民・事業者への周知啓発
 □ 多様な媒体や多言語（英語、中国語等）を活用した政府全体ワンボイスでの情報発信
 □ 情報を一元化するポータルサイトの設置
 □ リチウムイオン電池による火災防止強化キャンペーン等の実施

②製造・輸入・販売時の対策
 □ 電気用品安全法の基準明確化による安全規格の徹底（経産）
 □ 連絡不遵事業者の公表（経産）
 □ ネットパトロール事業による違法製品監視強化（経産）
 □ NITE[®]による発火原因究明の体制強化（経産） ※製品評価技術基盤機構
 □ 資源有効利用促進法に基づくリチウムイオン電池のリサイクルマーク等の表示（経産）

③使用時の対策
 □ 若者、高齢者等への効果的な発信など使用時の注意点の周知啓発強化（消費、消防、経産、環境）
 □ リコール情報の周知強化（消費、経産）
 □ 公共交通機関における持ち込みルールの徹底及び留意事項の周知（国土）
 □ リチウムイオン電池火災に関する調査・関係機関との連携（消防、経産）
 □ リチウムイオン電池に対するより効果的な消火方法に関する検討（消防）

④廃棄時の対策
 □ 資源有効利用促進法に基づく製造事業者等が実施すべき指定再資源化製品の自主回収・再資源化の促進（経産、環境）
 □ 他の廃棄物への混入を防止するための廃棄物処理法に基づく制度的対応（環境）
 □ 地方公共団体における利便性の高い分別回収体制の実証等を通じた構築支援（環境）
 □ 膨張・変形したリチウムイオン電池の適正処理の方針策定（環境）
 □ 消費者・国民に向けた分別廃棄の周知強化（環境、消費）

⑤処理・再利用の対策
 □ 廃棄物処理施設への高度選別機・検知設備の導入支援（環境）
 □ 広域処理のための回収拠点拡大・収集体制の構築支援（環境）
 □ 不適正なスクラップヤード事業者への規制等公正な競争環境の整備や再資源化に係る技術開発及び設備導入支援（環境）
 □ リチウムイオン電池からリチウム等重要鉱物の回収・精製に向けた実証支援（経産）

図3 リチウムイオン電池総合対策パッケージ

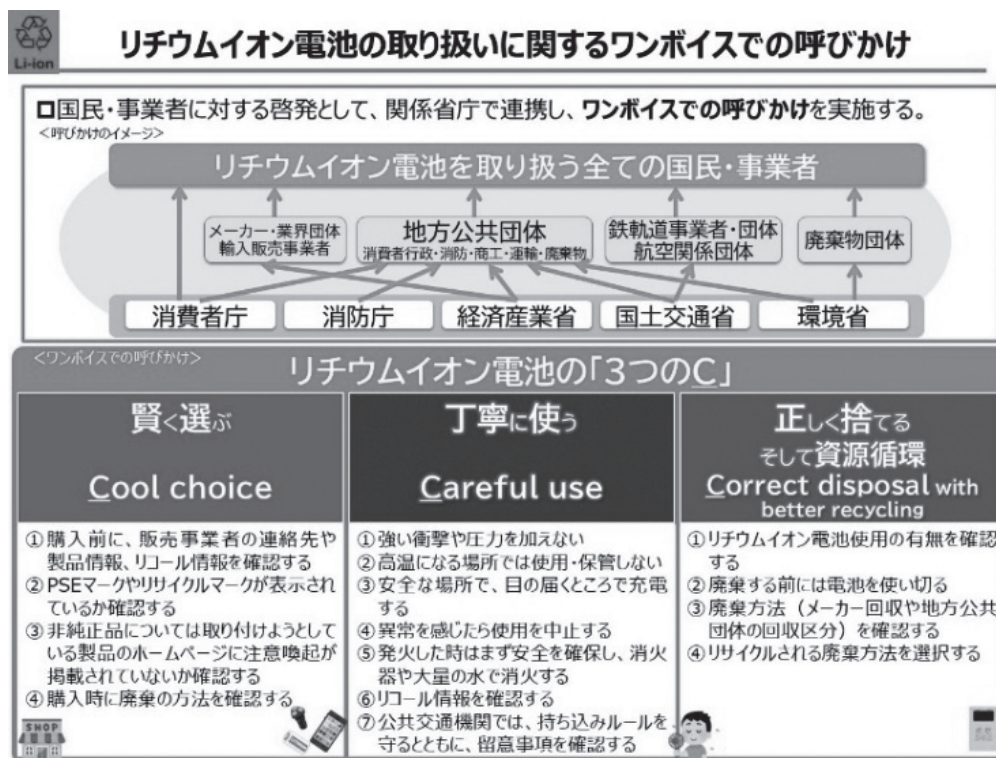


図4 リチウムイオン電池の取り扱いに関するワンボイスでの呼びかけ

中で環境省の新たな取組としては、「膨張・変形したリチウムイオン電池の適正処理の方針策定」や、「廃棄物処理施設への高度選別機・検知設備の導入支援」等を盛り込んでいる。

また、国民や事業者への啓発では、リチウムイオン電池を扱う際に心がけていただきたい行動として、「賢く選ぶ」(Cool choice)、「丁寧に使う」(Careful use)、「正しく捨てる そして資源循環」(Correct disposal with better recycling)のリチウムイオン電池の「3つのC」をワンボイスとして、関係省庁連携してワンボイスでの呼びかけを実施していく(図4)。

▼リチウムイオン電池等に関する特設サイト
 (リチウムイオン電池総合対策関係省庁連絡会議)



6. おわりに

リチウムイオン電池等を起因とした火災事故が発生した場合、廃棄物処理施設や収集運搬車両への被害に加え、作業員に対しても危害が及ぶ可能性がある。また、廃棄物処理施設が火災事故により稼働を停止した場合、復旧に莫大な費用が生じるとともに、停止している間の廃棄物を他の場所で委託処理する費用も必要となる。さらに、廃棄物の処理が滞れば、地域の生活環境保全上の支障や経済活動の停滞が生じかねないと考えられる。

こうした事態とならぬよう、廃棄物処理施設等におけるリチウムイオン電池等による火災事故の防止やリサイクル推進に向けて、引き続き、自治体や関係省庁、関係業界と協力しながら、対策に取り組んでいく。